(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あそか会が開設するあそかメディカルサービス(以下「事業所」という。)が行う 指定特定(介護予防)福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人 員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、 理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員講習会修了者 (以下「専門相談員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定 (介護予防)福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境 等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機 能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスと の綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 あそかメディカルサービス
- 二 所在地 東京都江東区住吉一丁目18番15号1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 専門相談員 常勤換算 2.0名以上 専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整及び福祉用具貸与計画の作成等を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日 ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 月~金 午前8時45分から午後5時45分
 - 土 午前8時45分から午後12時45分までとする。

(福祉用具貸与等の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法及び内容は次のとおりとし、特定(介護予防)福祉用 具販売を提供した場合の販売費用の額は、別紙料金表によるものとする。
- 2 専門相談員は特定(介護予防)福祉用具の販売にあたっては、利用者の身体の状況、利用者の希望、 その置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な指 定特定福祉用具販売の内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成する。
- 3 特定(介護予防)福祉用具販売にあたっては、特定福祉用具販売計画に基づいた適正な特定福祉用具 を選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供すると ともに、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の 状況に応じて福祉用具の調整等を行う。
- 4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定(介護予防)福祉用具販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。
- (1) 通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき なし
- (2) 特別な搬入による場合

- 実 費
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、江東区、墨田区、江戸川区、中央区の区域とする。

(相談・苦情対応)

- 第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、販売した特定(介護予防)指定 福祉用具に係る利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終 了の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催する とともに、その結果について、従業者に十分に周知する
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束)

第11条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 特定(介護予防)指定福祉用具販売事業所は、専門相談員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後6カ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく なった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な 関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害さ れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は**法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

令和6年 4月 1日 一部改正